周防大島町「週休２日工事（現場閉所型）」の発注から工事完成までの実施フロー

週休２日工事（交替制）の場合は、※1※2 のとおり読み替えること。
※1「現場閉所型」を「交替制」
※2「現場閉所」を「技術者や技能労働者の勤務」

工事発注時

① 「週休２日工事（現場閉所型※1）」の対象工事に該当することを確認

② 工事費積算（**通期**の経費補正有り）

③ 「土木工事における適正な工期設定の考え方」に基づき、発注工事の工期を算定

④ 入札公告等に「週休２日工事（現場閉所型※1）」であることを記載

⑤ 工事発注

↓

工事実施時

⑥ 受注者は、契約後速やかに、受発注者と通期もしくは月単位のどちらかを実施するか協議

⑦ 「工期設定支援システム（山口県版試行）」を活用する等しながら、
必要工期について受発注者間で確認
なお、受注者は、発注者が示した工期を延伸したい場合には、計画工程表【別紙2】を提出

⑧ 発注者は、工期延伸が必要と認められる場合は、
速やかに工期延伸の契約変更を行う

⑨ 受注者は、工事完了後、
現場閉所※2 の状況を確認できる実施工程表【別紙 2】を提出

↓

精算・工事完成時

⑩ 受注者が月単位を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、
月単位の補正係数で所要の経費を補正する設計変更を行う。
なお、４週８休に満たないものは補正せず、補正分を減額する契約変更を行う

⑪ 受注者が月単位を実施するとした場合において、
これの達成が確認された場合に、工事成績表にて加点
※明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られず、達成できなかった場合、
工事成績評定点を減ずることがある。